

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ 開催要綱

1. 趣旨

精神保健福祉士を取り巻く状況として、前回の精神保健福祉士に係るカリキュラム改正（平成24年4月1日施行）以降、平成25年の精神保健福祉法の改正による退院後生活環境相談員の創設、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進、精神障害者の雇用の義務化、アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月）及びギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月）の施行等による専門人材の育成・確保の必要性などにより、精神保健福祉士に対する社会的役割や期待がますます高まっている状況を踏まえ、平成30年12月より、新しい状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成等の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、精神保健福祉士の役割やカリキュラムの見直し等について検討することとした。

検討会における意見や主な論点等を踏まえて、精神保健福祉士に求められる役割や養成の在り方等の具体的な見直し内容の検討を行うために、検討会の開催要綱4の4に基づき、「精神保健福祉士の養成等の在り方に関する検討会ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 検討事項

- 1) 精神保健福祉士に求められる役割
- 2) 精神保健福祉士の養成の在り方
- 3) 実習・演習及び教員等の在り方
- 4) 基礎教育と卒後教育の役割及び継続教育の在り方
- 5) その他

3. その他

- 1) 本ワーキンググループは社会・援護局障害保健福祉部長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- 2) 本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、ワーキンググループを統括する。
- 3) 本ワーキンググループには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- 4) 本ワーキンググループは、原則として議事を非公開とする。
- 5) 本ワーキンググループの庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。
- 6) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が社会・援護局障害保健福祉部長と協議の上、定める。
- 7) ワーキンググループで得られた成果は、「精神保健福祉士の養成等の在り方に関する検討会」に報告する。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ 構成員名簿

| | |
|--------|---------------------------|
| 伊東 秀幸 | 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長 |
| 岩本 操 | 武蔵野大学人間科学部人間科学科教授 |
| 勝又 陽太郎 | 新潟県立大学人間生活学部子ども学科准教授 |
| 吉川 隆博 | 一般社団法人日本精神科看護協会副会長 |
| 木下 康仁 | 聖路加国際大学（看護社会学）特任教授 |
| 倉知 延章 | 九州産業大学人間科学部臨床心理学科教授 |
| 柑本 美和 | 東海大学法学部教授 |
| 後藤 時子 | 公益社団法人日本精神科病院協会理事 |
| 栄 セツコ | 桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授 |
| 田村 綾子 | 聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科学科長 |
| 中川 敦夫 | 慶応義塾大学病院臨床推進センター特任講師 |
| 山本 由紀 | 上智社会福祉専門学校教員 |